

○環境特別委員会

・内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
37	自然環境保全法等の一部を改正する法律案	衆	二、四、一〇	二、四、一〇 (子)	二、五、三〇	二、五、三〇	衆	二、四、一〇	二、五、二五 二、五、二九	
41	水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案	ク	四、一六	四、一六 (子)	六、一三	六、一五	環	四、一六	六、一 六、一	
63	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案	ク	五、八	五、八 (子)	六、一五	六、一八	環	五、八	六、一 六、五	

・衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
8	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	福島譲二君 外四名 (二、五、二二)	二、五、二三	二、六、七	二、五、二三 (子)	二、六、二〇	二、六、二三	環	二、五、二三 二、六、五 二、六、七		
12	空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案	小川国彦君 外三名 (六、七)	六、一二		六、一二 (子)			環	六、一二	継続審査	

自然環境保全法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、優れた自然環境の保全を図るため、自然環境保全地域、自然公園等において、動植物を殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然景観や動植物の生息環境を保護する見地から、四輪駆動車やスノーモービル等の無秩序な乗り入れを防止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、自然環境保全法の一部改正

自然環境保全地域等において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において、車馬の使用等の行為を制限する。

二、自然公園法の一部改正

特別地域において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、特別地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において、車馬の使用等の行為を制限するほか、特別保護地区内において、動力船

の使用及び航空機の着陸を制限する。

三、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正

鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限する。

四、その他

1 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

2 罰金の額について、経済実勢に合わせて引き上げを行うほか、所要の規定の整理を行う。

3 関係法律（火薬類取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法）について、所要の改正を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、優れた自然環境の保全を図るため、自然環境保全地域、自然公園等において、動植物を殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然景観や動植物の生息環境を保護する見地から、四輪駆動車等の無秩序な乗り入れを防止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、自然環境保全法の一部改正であります。

自然環境保全地域等において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限しようとするものであります。

第二は、自然公園法の一部改正であります。

特別地域において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、特別地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限するほか、特別保護地区内において動力船の使用及び航空機の着陸を制限しようとするものであります。

第三は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正であります。

鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限しようとするものであります。

また、附則において、火薬類取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正を行うものであります。

委員会におきましては、新たな規制の実効性の確保と国

立公園の管理体制の拡充並びに環境教育の充実、かすみ網の不正使用の取り締まりと製造・販売の規制強化、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策等、自然保護行政の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国・地方公共団体等の責務等生活排水対策の実施に関する措置等を定めるとともに、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、指定地域における規制対象施設を追加する等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水質汚濁防止法の一部改正

1 目的の改正

目的に、生活排水対策の実施を推進することを加える。

2 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化

生活排水対策の実施について、市町村が生活排水処理施設の整備、生活排水対策に関する啓発等を行うことを中心に、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国民の責務として、公共用水域の水質の保全に心がけること等の規定を定める。

3 生活排水対策推進計画の策定

都道府県知事が指定する生活排水対策重点地域に係る市町村は、生活排水対策の実施を推進するための計画を定めなければならない。

4 総量規制地域における規制対象施設の追加

総量規制地域において、政令で定める施設（指定地域特定施設）を規制対象施設として追加する。

二、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正

瀬戸内海区域において、政令で定める施設については水質汚濁防止法の指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。

三、湖沼水質保全特別措置法の一部改正

湖沼指定地域に設置される一定の施設（みなし特定施設）を、水質汚濁防止法の指定地域特定施設とみなされる施設に改め、同法の規定を適用する。

四、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 関係法律（地方税法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）について所要の改正を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、排水対策の推進に関する措置等を定めるものであります。

第二に、総量規制水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、総量規制地域における規制対象施設の拡大を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、国民の責務の明確化の意義、洗

劑の環境に及ぼす影響や使い方、生活排水対策重点地域に
対する財政援助、ゴルフ場農業の水質規制のあり方等の諸
問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全
会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたし
ました。

なお、本法律案に対し、清水理事より各派共同提案によ
る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決
議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案（閣法第
六三三号）

要旨

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止を図るため、スパイ
クタイヤの使用を規制するとともに、スパイクタイヤ粉じ
んの発生の防止に関する対策の実施について定めるもので
あって、その主な内容は次のとおりである。

一、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する国民及び

行政の責務

国民は、スパイクタイヤ粉じんを発生させないように
努めなければならないこととする。また、地方公共団体
は、当該地域の自然的、社会的条件に応じたスパイクタ
イヤ粉じんの発生の防止に関する施策の実施に努めなけ
ればならないこととし、国は、スパイクタイヤ粉じんの
発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策の推進に努
めなければならないこととする。

二、地域の指定並びに指定地域内におけるスパイクタイ
ヤの使用の禁止及び罰則

環境庁長官は、市街地及びその周辺の地域で、スパイ
クタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康
保護と生活環境の保全が必要な地域を、指定地域と
して指定しなければならないこととし、また、その地域
指定に当たっては、国家公安委員会その他行政機関の長
と協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かな
ければならないこととする。

指定地域内の舗装道路の積雪または凍結の状態にない
部分においては、原則として、スパイクタイヤを使用し
てはならないこととし、その違反者については、十万円
以下の罰金に処するものとする。

三、施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、スパイクタイヤの使用の禁止の規定は平成三年四月一日から、罰則に係る規定は平成四年四月一日から施行するほか、大型車等については所要の規定を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、スパイクタイヤの使用を規制し、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する国民並びに国及び地方公共団体の責務を定めるものであります。

第二は、スパイクタイヤ粉じんに関し、住民の健康保護と生活環境の保全が特に必要な地域を指定地域として環境庁長官が指定し、指定地域内の舗装道路の積雪または凍結の状態にない部分においては、原則として、スパイクタイヤの使用を禁止し、その違反者については、十万円以下の罰金に処するものであります。

委員会におきましては、本法におけるスパイクタイヤ使用の禁止の趣旨、地域指定の指定基準と手続、代替タイヤの普及啓発と安全運転教育、大型車に対する規制の適用等について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、日本共産党より修正案が提出されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認定の申請期限の延長

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法により、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、三カ年延長して平成五年九月三十日までとする。

二、認定の申請をすることができる者の範囲の拡大

同法により、環境庁長官に対して水俣病に係る認定を申請することができる者の範囲を、昭和五十七年八月三十一日以前に申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大する。

三、施行期日

この法律は、平成二年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、衆議院提出に係るもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法による環境庁長官に対する認定の申請期限を、平成五年九月三十日まで三カ年延長することであり、

第二は、環境庁長官に対して申請できる者の範囲を、昭

和五十七年八月三十一日以前に申請をしていた者で、未だ処分を受けていないものまで拡大することであり、

委員会におきましては、水俣病対策に関する国の行政責任と基本姿勢、国への申請状況と臨時措置法の実効性、I P C S 報告書と環境庁の対応、いわゆる重松委員会による検討結果の公開等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、水俣病患者の早期救済等を内容とする附帯決議が、全会一致をもって付されました。

以上、御報告いたします。